

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根拠条項：第14条第2項
処分の概要：インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由）
処分基準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課風俗係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：